

秋田市職員等の旅費に関する条例および秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第 4 号

秋田市職員等の旅費に関する条例および秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例

(秋田市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 秋田市職員等の旅費に関する条例（昭和 28 年秋田市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「次の各号」を「、次の各号」に、「次のとおりである」を「、当該各号に定めるところによる」に改め、同項第 1 号中「在勤庁」を「在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は任命権者もしくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」に改め、同項第 2 号中「から在勤庁」を「から在勤公署」に、「旧在勤庁から新在勤庁」を「旧在勤公署から新在勤公署」に改め、同項中第 4 号を第 5 号とし、同項第 3 号中「扶養親族」を「家族」に、「事実上の」を「事実上」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

第 2 条第 2 項を削る。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該

各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

第3条第5項中「から第3項まで」を「、第2項および第4項」に改め、「交通機関の事故又は」を削り、「市長が定める」および「市長が別に」を「規則で定める」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を次のように改める。

4 第1項、第2項および前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。次条および第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

第3条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号、第3号もしくは第4号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

第4条から第6条までを次のように改める。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条および次条において「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項もしくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第8条から第18条までに定める種目および内容に基づき、最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路および方法によって計算する。

第7条から第10条の2までを削る。

第10条の3第1項中「支払担当者等」を「支払担当者」に、「旅費額」を「旅費」に改め、同条第3項中「支払担当者等」を「支払担当者」に改め、同条に次の2項を加える。

4 支払担当者は、支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支払担当者がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第2項および第3項に規定する期間ならびに前項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

第10条の3を第7条とし、同条の次に次の3条を加える。

(旅費の種目および内容)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費および家族移転費とし、これらの内容については、次条から第18条までに定めるところによる。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道および軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項および第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（規則で定める特別職の職員（次項および次条にお

いて「特別職の職員」という。)に限る。)

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級（特別職の職員が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項および第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（特別職の職員に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（特別職の職員が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

第11条を次のように改める。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項および次条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号および第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第11条の2および第11条の3を削る。

第12条から第22条までを次のように改める。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶および航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第3号に掲げる費用のうち自己又はその家族の私用に供する自動車その他の市長が認めるものによる移動に直接要する費用の額は、路程1キロメートルにつき規則で定める額とする。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情および旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動および宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃およびその他の交通費の額ならびに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、規則で定める方法により算定される額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号および次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当および着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情が

ある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(退職者等の旅費)

第19条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用および家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第20条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第21条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、別に定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃およびその他の交通費（第12条第2項に規定する費用を除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号および第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条および第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）および家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条および第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第23条第1項中「市長」を「旅行命令権者」に、「公用の交通機関、

宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該」を「市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他」に、「因り又は当該」を「より又は」に、「超える」を「超えることとなる」に改め、同条第2項中「市長」を「旅行命令権者」に、「別に」を「市長に協議して」に改め、同条第3項中「の統一ある適用を図るため必要な事項」を「を適用して旅費を調整する場合の統一的な基準」に改める。

第24条中「市長」を「旅行命令権者」に改める。

第26条中「の施行に関して」を「に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため」に改め、同条を第27条とする。

第25条中「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の」を削り、同条を第26条とし、第24条の次に次の1条を加える。

（旅費の返納）

第25条 支払担当者は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

附則第4項を削り、附則第5項を附則第4項とする。

別表第1および別表第2を削る。

（秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部改正）

第2条 秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例（昭和32年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「別表第1中、団長、副団長、分団長、副分団長および部長については、8級以下3級以上の職務にある者、その他の団員について

は、２級以下の職務にある者の額にそれぞれ」を「の規定により一般職の職員に支給する旅費の額に」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和８年４月１日から施行する。
(秋田市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第１条の規定による改正後の秋田市職員等の旅費に関する条例（以下「改正後の旅費条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の旅費条例第２条第１号に規定する旅行命令権者が改正後の旅費条例第４条第１項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に任命権者が第１条の規定による改正前の秋田市職員等の旅費に関する条例（附則第４項において「改正前の旅費条例」という。）第３条第４項の旅行命令又は旅行依頼を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に任命権者が同項の旅行命令又は旅行依頼を発し、かつ、施行日以後に改正後の旅費条例第２条第１号に規定する旅行命令権者が改正後の旅費条例第４条第３項の規定により当該旅行命令又は旅行依頼を変更する旅行については、改正後の旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 改正後の旅費条例第３条第２項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職もしくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 改正後の旅費条例第３条第５項および第６項の規定は、これらの項に規定する者が同条第１項、第２項および第４項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の旅費条例第３条第１項から第３項まで、第２１条および第２２条第１項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 改正後の旅費条例第25条の規定は、改正後の旅費条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第2条の規定による改正後の秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。